

## 介護は労働に何を問うのか

『日本労働研究雑誌』編集委員会

高齢化の急速な進展は、介護に対する関心を否が応でも高めると同時に、多くの課題をつきつける。介護に関わる課題を労働という切り口から捉えなおすと、2つのトピックスに分けることができる。第1に、介護職に従事する人材の慢性的な不足である。介護を必要とする高齢者の急増が介護職の不足をもたらす一因ではあるが、離職率の高さ等人材マネジメントの観点から見ても、改善すべき事項が数多く存在するのも事実である。第2に、就業者の介護と仕事の両立の難しさである。女性の社会進出といった家族のあり方における変化は、仕事をしながら介護をする就業者を増加させた。一方で、「介護離職」という言葉が示すように、介護と仕事の両立は必ずしも容易ではない。

特に在宅介護において、日本における公的な介護サービスが、全てを網羅することができず部分的にならざるを得ない以上、家族による介護は欠くことができない。同時に、公的な介護サービスなしには、介護と仕事の両立は成しえない。その意味において、前述した点双方に対応していくことが介護にまつわる労働の課題に対処していく上で欠かせない。

本特集は、双方の課題への対処の検討に際して、現状ならびに問題点の精査に重きを置くものである。現状の精査を通じて、介護と労働が重なる部分の中核にある介護固有の問題を確認することが、求められる対処を引き出すことに繋がると考えるからである。

日本の介護の現状と今後向かおうとする方向を確認することから始めよう。稲森論文は、介護保険法と雇用保険法を中心として介護をめぐる法制度のこれまでの展開を概観し、日本の介護ならびに介護にまつわる労働の到達点を俯瞰するものである。介護保険法の改定の経緯を整理することを通じて、日本の高齢者介護保障制度は、介護の社会化により家族を介護から解放するという理念に基づきスタートしたものの、財政的制約から、家族による介護をより求めるように変容しつつあること、介護休業・介護休暇制度が育児休業

と比較してあまり展開されておらず、使い勝手も良くないものにとどまっていることが示される。

続く2つの論文は介護サービスを提供する介護職に焦点を当て、その量的質的不足に関わる要因について言及したものである。公的な介護サービスを提供する介護職が不足する原因として指摘されるのが賃金水準の低さである。賃金水準を上昇させることは介護職の確保にとって有効なのか、という問いに対し先行研究のレビューを整理する形で答えたのが花岡論文である。レビューを通じて、賃金引上げは既に働いている介護職の定着を高める可能性があるが、同時に「103万円の壁・130万円の壁」により、パートタイム労働者の労働供給を減少させる可能性があることが指摘される。賃金水準の低さは介護職の確保を困難とする要因ではあるが、賃金水準を上昇させることだけでは、介護職の不足は解消されるものではない。

介護職の確保を困難にするのは賃金水準の低さだけではない。介護施設に勤務する正規職員に対するインタビューを通じて、介護職が抱える困難をストレスという観点から明らかにしたのが古川紹介論文である。インタビュー結果からは、介護施設に勤務する介護職にとっては賃金の低さという以上に、夜勤やユニットケアや他職種との関係性が介護職にとってストレス源となっていることが示される。ユニットケアには、利用者間ならびに利用者と介護職を固定化することで両者の間に「なじみの関係性」を構築する利点がある一方で、介護職にとってはストレス源となっていた。介護サービスの向上は家族介護の負荷を軽減する意味でも欠かせないが、運用に際しては介護職へのネガティブな影響にも目配りすることが、安定的かつ継続的な介護サービスの提供に繋がる。介護職の量的不足の問題は、今後継続的に見込まれる要介護者の増加を鑑みれば、深刻な状況にある。また、公的な介護サービスをより良いものとしていくためには、介護職の量的不足の解消とあわせて、介護に関する技術や能力と

いった質的な側面での充実も期待される。様々な制約条件は存在するものの、仕事内容といった職種面での特徴や変化、ならびに産業面での特徴を踏まえ、介護職をいかに定着させるか、またどのように育成していくのかといった人材マネジメントのさらなる充実が期待される。介護職の人材マネジメントは、各事業所が従業員を対象として実施する取組みと、業界全体として実施する取組みといった重層的な構造で検討されることが望ましい。

家族介護の担い手に視点を移してみよう。家族介護の担い手に関する近年の変化として、男性介護者ならびに介護しながら働くワーキングケアラーの増加がある。この点について言及するのが以下の3つの論文である。

介護職に従事する男性は以前と比較して増加しているものの、家族介護の担い手として私達がすぐにイメージするのは、今でも女性ではないだろうか。しかし、急激に進む高齢化と家族形態の変化は、家族介護に責任を持つ男性を着実に静かに増やしている。男性が介護を担うことで浮かび上がる課題と、それらをきっかけとしたジェンダー不平等の是正の必要性を示すのが斎藤論文である。「介護に従事することによる男性社会からの排除と周縁化と、介護を通じた男性性との格闘」と表現される男性固有の困難に対しては何らかの支援が提供されるべきであるが、この困難への支援を通じたジェンダー平等の実現という視点も、この領域に関わる全てのアクターにとって示唆に富むものである。

介護と仕事の両立に関する複数の調査は、現時点で介護をしていない人々の多くが、介護と仕事の両立に不安を持っていることを明らかにしている。従業員の介護と仕事の両立に対して、企業には何ができるのだろうか。この点を明らかにしたのが矢島論文である。分析結果からは、「長時間労働の抑制」等、育児と仕事との両立と変わらない取組みが企業に求められる一

方、よりフレキシビリティの高い休業制度など介護独自の取組みが必要であることが明らかになった。さらに「介護は身内がすべき」といった介護に関する固定観念等が、従業員の介護と仕事の両立を困難にしていること、企業がその部分にまで踏み込んで関与することが両立を可能にすると指摘される。

介護と仕事を両立する上で、ひとつの要となるのがケアマネジャーである。このケアマネジャーについての分析を行ったものが松浦他論文である。分析結果からは、多くのケアマネジャーがワーキングケアラーについて、仕事を軽減せず普段通りに仕事をしながら介護をした方が良いと考えていることが明らかになっている。また、介護者の介護と仕事の両立に積極的なケアマネジャーは、介護者の仕事と介護の両立をより有効に支援できている可能性が高いことも示された。公的な介護サービスの充実とは、単なる家族介護の代替機能を提供するだけでなく、介護者にとって適した家族介護のあり方そのものを提供しうる。

介護サービスに対するニーズも、その背後にある介護のあり方も、その形態は多岐に渡る。介護の社会化を通じ、ニーズの多様性や複雑性が明らかになる中で、公的な介護サービスは、その守備範囲と形態を変容させつつサービスの提供に必要な人材の確保を試みる。一方、増加するワーキングケアラーは、うちなる固定観念と対峙しながら可能な介護と仕事を両立しうる形態を模索する。要介護者の増加は、介護の多様性や複雑性が増すことを意味する。眼の前に広がる多様かつ複雑な景色に惑わされることなく、なすべきことにつながるヒントを本特集が提示することができたならば幸いである。

責任編集 池田心豪・坂爪洋美・室山晴美  
(解題執筆 坂爪洋美)